

2020年11月20日

2020年版統合版 FDI ポリシーとその日本語訳

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インドへの外国直接投資(Foreign Direct Investment)に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy(統合版 FDI ポリシー)の 2020 年版が、2017 年版から約3年振りにインド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業国内取引促進局(Department for Promotion of Industry and Internal Trade)(※旧産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion))から、2020 年 10 月 15 日付で発行され、同日付で施行されました。

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるとい、インドへの直接投資にとって最も重要な文献の1つです。

本ニュースレターでは、2020 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳をお届けするとともに、2017 年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)について解説します。

1. 2020 年版統合版 FDI ポリシーの日本語訳

2020 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳を、下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載いたしました。

全文日本語訳: https://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20201120_1.pdf

※英語原文は、下記産業国内取引促進局(Department for Promotion of Industry and Internal Trade)のウェブサイトにてご参照いただけます。

https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020_0.pdf

ポータルサイト: https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0013722_ja_001

2. 2017年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)

(1) 発行主体の変更

2017年版のFDIポリシー(2017年8月28日付で発行、施行)までは、インド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion)が発行主体でしたが、インド政府商工省内の改組に伴い、2020年版のFDIポリシー(2020年10月15日付で発行、施行)は、インド政府商工省の産業国内取引促進局(Department for Promotion of Industry and Internal Trade)から発行されました。

(2) 外国直接投資(Foreign Direct Investment)及び外国ポートフォリオ投資(Foreign Portfolio Investment)の定義の変更(2.1.16条及び2.1.20条)

外国直接投資(Foreign Direct Investment)の定義が、①インドの非上場会社に対する外国投資、または②インドの上場会社に対する完全希薄化ベースでの10%以上の外国投資、と変更されました。なお、従前は、「外国直接投資」の定義は、上場、非上場を問わず、また出資割合を問わず、インドの内国会社に対して外国投資を行うこととされていました。

②について、インドの上場会社に対する完全希薄化ベースでの10%未満の投資については、外国ポートフォリオ投資(Foreign Portfolio Investment)に該当することとされました。ただし、いったん10%以上外国直接投資を行った後、その持分が10%未満に下落した場合については、引き続き外国直接投資として扱われます。

これは、「外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investor)(2.1.21項参照)の登録を行ったインド非居住者が、外国直接投資を行うことができるか」という論点について、従前は、「いったん外国ポートフォリオ投資家の登録を行ったインド非居住者については、その者からの投資は全て外国ポートフォリオ投資として扱われ、外国直接投資としては扱われない(よって、当該非居住者からの外国投資は、全てFPI投資に適用される規制を受けてしまい、したがって、たとえば1つの会社に対する10%以上の外国投資はできない)」という解釈が採られていたのが、RBIからの通達により、外国ポートフォリオ投資家の登録を行った者であっても、外国直接投資が可能となったことを踏まえ、外国直接投資と外国ポートフォリオ投資の定義自体を整理したものであると考えられます。なお、インド非居住者が、外国直接投資による投資と、外国ポートフォリオ投資家による投資とを使い分けられることについては、2.1.17条の注意書もご参照ください。

これにより、外国ポートフォリオ投資家の登録を行った者であっても、インドの上場会社に対する10%以上の投資を行う場合、当該投資は外国直接投資として整理されるため、当該投資に対しては、外国ポートフォリオ投資に適用されるさまざまな規制を受けないこととなります。ただし、上記定義の整理により、外国ポートフォリオ投資家の登録を行った者が、インドの上場会社に対して10%未満の投資を行う場合、当該投資は自動的に外国ポートフォリオ投資となってしまうこと(この投資を「外国直接投資である」とは言えないこと)に注意が必要です。

(3) インドと陸上の国境を接する国からのインドへの外国投資に対する規制の導入(3.1.1条)

従前は、「特定国からの投資制限」については、バングラデシュ及びパキスタンの2か国のみが対象となっていました。2020年の法改正により、インドと陸上の国境を接する国からインドへの外国投資を行う場合、投資の対象を問わず、インド政府の事前承認が必要とされるようになりました。

そのため、一般的には自動ルート(事後報告のみで外国投資が可能)での外国投資が認められている事業分野であっても、インドと陸上の国境を接する国からの投資である場合、政府ルート(外国投資に際し、インド政府の

事前承認が必要となる)での投資が義務付けられるようになりました。

インドと陸上の国境を接する国は、上述の元々投資制限がかかっていた国であるバングラデシュ及びパキスタンの2か国の他、中国、ネパール、ブータン、ミャンマーの4か国です。ネパール、ブータン、ミャンマーからインドへの外国投資は元々大きくはない一方、中国からインドへの外国投資は、近時非常に増えており、インド国内における中国資本への警戒感が高まっていたことが背景にあるとも見られています。

日本は、もちろん「インドと陸上の国境を接する国」ではないため、上記規制は基本的には日本企業には影響ありませんが、たとえば日本企業が中国の子会社を通じてインドに投資しようとする場合や、日本企業の株主に中国に所在する企業や個人が存在する場合には、上記規制の適用を受けることもありうるため、注意が必要です。

(4) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更(5章全般)

・5.2.6 項(防衛産業)

防衛産業への外国直接投資のうち、74%以下は自動ルート、74%超は一定の要件を満たす場合にのみ政府ルートにより認められるようになりました。

従前は、49%以下は自動ルート、49%超は一定の要件を満たす場合にのみ政府ルートとされていました。

・5.2.7.2 項(放送コンテンツ事業)

デジタルメディアを通じたニュースと時事問題のアップロード／ストリーミング事業に対する外国直接投資が、26%を上限として、政府ルートにより認められることが明記されました。

従前は、同事業に対する外国直接投資規制は特に規定されていませんでした。

・ 5.2.9 項 (民間航空)

2017年版のFDIポリシーにより、定期航空輸送サービス事業／国内定期旅客航空事業、及び地方航空輸送サービス事業への外国直接投資が100%まで認められるようになっていましたが、エアインディア(Air India Limited)への投資については、(いわゆるナショナルフラッグキャリアであることを理由として)投資上限を原則として49%とするなど、一定の特別な規制が課されることが明記されました。

・5.2.10 項(タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建設・開発)

不動産仲介サービスについては、外国投資が禁止される「不動産事業」に該当せず、100%まで自動ルートによる外国投資が認められることが明記されました。

・5.2.15.2 項(電子商取引活動)

オンラインのマーケットプレイス事業について、様々な投資条件が追加されました。

・5.2.15.3 項(単独ブランド製品小売業)

単独ブランド製品小売業への外国直接投資が、100%まで自動ルートで認められるようになりました。

従前は、49%以下は自動ルート、49%超は政府ルートとされていました。

また、「売却対象とする製品の30%をインド国内で調達しなければならない」旨の規制について、若干の緩和が認められました。

・5.2.22 項(保険事業)

れるようになりました。

従前は、49%以下に限って、自動ルートで認められることとされていました。

(4) インド非居住者による現物出資に対する規制の緩和(別紙 2 の 6 項)

自動ルートにより投資可能な事業分野については、資本財／機械／設備(中古機械を除く)の輸入および開業費／創立費(賃料等の支払いを含む)を対価とする資本株式の発行は、別紙 1 に記載される各条件を遵守すること、及び外国直接投資(FDI)ポリシーに定める手続きに従いフォーム FC-GPR によりインド準備銀行(RBI)に報告することを条件として、自動ルートにより認められることとされました。

これにより、インド非居住者が、現物出資によりインド内国会社の株式を引き受ける手続きが、従前よりも簡素化されました。

(5) 外国直接投資の報告方法について(別紙 5 の 2 項)

インドに外国直接投資を行った場合の報告が、すべて、<https://firms.rbi.org.in> の外国投資報告管理システム(FIRMS)プラットフォームで入手可能なシングルマスターフォーム(SMF)を通じて行わなければならないこととされました。

なお、上記の各規制の変更は、2017 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2017 年 8 月 28 日以降、2020 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2020 年 10 月 15 日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものを含みますが、2020 年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものも含みます。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。